

經濟論叢

第122卷 第5・6号

マルクスにおける生産諸力の概念について(1)……平	田 清 明	1
17世紀イングランドの土地所有 ……………尾	崎 芳 治	23
不確実性と公共投資 ……………羽	鳥 茂	40
Plant 鉄道システムにおける予算制度の創設 …森	川 章	66
ドイツ第二帝制におけるイヌクの再編成……後	藤 俊 明	88

經濟論叢 第121卷・第122卷 総目録

昭和53年11・12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

17世紀イングランドの土地所有

尾 崎 芳 治

「おお主よ。大地はあなたのものです。……あなたは、人の子らに、この悲しみの谷のつかのまの巡礼の時を身過ぎができるよう、大地の占有をお許しになりました。衷心よりあなたに祈ります。大地のものたる土地と牧場と任処とを占有せる者どもの心に、あなたの聖霊を送りたまわんことを。……かれららが、わが身はこの世の旅人にすぎず巡礼にすぎないことに思いをいたし、その生命の儂きことをゆめ忘れることなく、足るを知り、家に家をつくねず、土地に土地を併せず、他人を貧に追いやらず、ただひたすらに、今生の終りしのちは永遠の任処に迎えられるよう……振舞いますように、かれらに恩寵をもまた与えたまわんことを。主イエス・キリストによりて。アーメン。」

—『エドワード六世王祈禱書』(1553年) *The Primar or Book of Private Prayer...authorized and set forth by order of King Edward VI.*

は じ め に

およそ、農業のブルジョア的發展は、封建的土地所有諸関係の内部に進行しつつ、後者の揚棄へと向うものである。したがって、この過程に生じる現実的諸矛盾は、いうまでもなく、当該の時期における土地所有諸関係とブルジョア的發展との、この2つの局面の総合によってはじめて、必要な具体性においてとらえることができる。16, 7世紀イングランド農業に現われた経済的發展は、17世紀イングランド社会の前に、いかなる課題の解決を提起していたのであろうか。

なんびとも否定されないであろうように、この点の解明には、固有の困難がつきまとっている。わたくしたちは、一方では、かなり大量の個々の史実的材料の堆積の前に立たされている。それらは、ときには、時代についての全く相反する映像を描くことをさえ許すほどに多様である。他方では、それらは、問題の必要な局面についてまんべんなく与えられているわけではない。そのうえ、個々の史実を視野におさめながら全体的な概観を行なううえで不可欠な、包括的な統計資料を欠いたままである。とりわけわが国では、ここでの焦点の一半をなす土地所有の状態を構造的に把握することが当該の問題にもつ意義は、従来ほとんど看過されてきた¹⁾。他の一半をなす土地経営に現われたブルジョアの発展についても、経営にそくした包括的概観を行なうとなると、事情は根本的には同じである。結局、管見にもとづく印象風な結論をあえてすれば、16世紀から17世紀にかけての問題の1世紀ないし1世紀半のイングランドの農業構造についての、今なお基本的にゆるがぬたしかな映像は、やはり「トニーの世紀“Tawney's Century”」の「トニーのイングランド“Tawney's England”」である、ということである²⁾。当該時期の120前後のマナの検地帳 surveys と地代帳 rentals とをもとに、具体例と統計の数値を駆使した R.H. トニーの処女大作『16世紀の土地問題』(1912年) *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century* は、それと対をなす1941年の論文「ジェントリの勃興」‘The Rise of the Gentry’, *Eco. H. R.*, vol. xi. とあわせて、問題についての包括的扱いとしては、依然として、素材的にも、もっともたよりに

- 1) 問題にかんするわが国での支配的見解と、それが「土地所有」の看過に結果してきた方法上の問題点について、さしあたり拙稿「イギリス革命における農業・土地問題分析の視角」『経済論叢』第87巻第2号を見られたい。この点については、近く稿をあらためて包括的にとりあつかう予定である。
- 2) *Tawney's Century, Tawney's England* の語はトレヴァーローパーのものである。Trevor-Roper, H. R., ‘The Gentry 1540-1640’, *Eco. H. R. Supplements I*, Cambridge, 1953, pp. 1-2. この評言が、近時における代表的トニー批判者としてのトレヴァーローパーによるものであるという事実は、トニーによって描き出されたこの時期のほかならぬ総体としてのイングランドの景観が、賛否いづれの立場をも超えて、抗し難い説得力をもって、その後のおびただしい部分実証の成果や部分的な修正見解や批判の堆積にもかかわらず、なおひとり高く聳立しているという今日の研究状況を、はしなくも語りつくしているといえよう。

なる典拠である³⁾。

本稿にはじまる一連の論稿は、史実的材料を能うかぎり一般に承認された古典的成果に依拠しながら、わが国では見失われたものとなっている16, 7世紀イングランドの土地所有の状態について、もっぱら市民革命期の土地問題の解明に必要なかぎりでの、基本的輪郭の再発掘を行なおうとするものである。

概 況

問題を細部に誤ることなく把握するためには、17世紀の土地所有諸関係の示す特徴的な基本的構成のあらましを、まずもってわがものとしておくことが、必要である。とはいっても、これらの諸点をそれ自体として表示する史料は、与えられていない。若干の手がかりをもとに、推計的手法によって迂回的にはあるが、少くとも問題の基本点は表現しうろいわば一種の概念図ともいうべきものを構成しておくことが、便宜である。

(a) 土地所有諸関係の概念図

同時代人グレゴリ・キングの与えた推計によると⁴⁾、イングランドおよびウ

3) Tawney, R. H., *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, London, 1912. — 以下 *The Agrarian Problem* と略一. do, 'The Rise of the Gentry', *Eco. H. R.*, vol. xi, No. 1, 1941, reprinted in Carus-Wilson, E. M. ed., *Essays in Economic History*, London, 1954. — 以下 Carus Wilson's edn. により 'The Rise of the Gentry' と略一 (浜林正夫訳『ジェントリの勃興』未来社, 1957年。) *The Agrarian Problem*. については、半世紀を経過して、なお見るべき批判は現れていない。1969年に至って Kerridge, E., *Agrarian Problems in the Sixteenth Century and After*, London. が出たが、十分な説得力をもつとはみなしがたい。後者にたいする批判としては、米川伸一『イギリス地域史研究序説』未来社, 1972年, 第5章補論, および武暢夫「贖本保有の法的保護に関する覚書」『富大経済論集』第20巻第1, 2号参照。'The Rise of the Gentry' が、いわゆる「ジェントリ論争」の出発点となって今日に至っていることは、周知の通りである。この点については、さし当り角山栄「イギリス近世初期に関する最近の業績——ジェントリ研究の動向を中心として」『社会経済史学』第20巻4, 5, 6号, 越智武臣「ジェントリ論争」『社会経済史大系』第5巻, 弘文堂, 1959年参照。その後の論争の展開を含めて、越智武臣『近代英国の起源』ミネルヴァ書房, 1966年, 第2章第3節が見事な総括を与えている。16, 7世紀の農業・土地問題にかんするトーニーの右の二著作以外の主な研究成果については、紙幅の制約上ここでは言及をさしひかえて、さしあたり次の文献目録の参照を求めるとどめておきたい。 *Bibliography of British History*, Tudor Period (C. Read ed.), Oxford, 1959; Stuart Period (2nd edn. M. Frear ed.), Oxford, 1970. 『西洋経済史講座』岩波書店, 1962年, 第5巻, 史料・文献解題。

エイルズの総面積3,900万エーカーのうち、1680年代当時の農業用地は、2,100万エーカーであり⁵⁾、土地所有に関係ある総戸数は74万6,600戸、うち聖俗貴族からジェントリにいたるまでの領主的諸身分1万6,600戸、のこり73万戸が農民（この数値をAとする）である⁶⁾。他方、16世紀を中心として全国的にマナ記録を集成したトーニーの数値によれば⁷⁾、土地保有態様 tenures による農民の3範疇すなわち自由土地保有農 freeholders, 慣習土地保有農 customary tenants, 定期借地農 leaseholders の比率（この数値をBとする）は、それぞれ20.9%, 65.4%, 13.7%であり、平均保有規模（この数値をCとする）は、自由土地保有農12.5エーカー、慣習土地保有農21エーカーである⁸⁾。

4) King, G., 'Natural and Political Observations and Conclusions upon the State and Condition of England', in *Two Tracts*, ed. by Barnett, G. E., Baltimore, 1936, pp. 31, 35.

5) キングの与えたイングランドとウェイルズの総面積の内訳は、下表の通りである (*ibid.*, p. 35).

第2表 1688年の地積推算

地目	面積
耕地	1,100
草地・牧地	1,000
森林・園地・共同地	600
荒蕪地・山地	1,000
宅地・沼沢・その他	200
計	3,900

ここでは、各農民保有地規模から推算していくという限界のため、一応保有地区分が明らかだと思われるいわば本来の農地すなわち耕地・草地・牧地をとって、当然農業用地に少くとも部分的には入るはずの、つづく2つの項目は除外した。これを含めれば、われわれの推算手続きでは領主自由保有地の規模が飛躍的に増大することになる。

6) 総戸数84万9,000戸から官吏・商人・手工業者・法律家・一般聖職者・店員・職人・軍人・海員・労働者・外住奉公人・兵士等を除いたものを、関保戸数とした。農民は、自由土地保有農からファーマ、小屋住と被救恤民までを含む。後者は除くべきかとも思われるが、小屋住と一括されているため技術的に不可能であった（但し後出註10を見よ）。除外したグループのなかにも、領主的および農民的分子が含まれることが、当然予想される。

7) Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 25, Table I, pp. 32-33, Table II, pp. 64-65, Table IV. これらの表のうちIは、118マナに関するものであり、そのうち3つが15世紀末、3つが1630-56年の記録である。IIは、同じ118マナの一部にかんするもの、IIIもほぼ同様である。これらの表の典拠と欠陥についてはトーニー自身の記述を見られたい。Ibid., Appendix II.

8) 保有態様別比率は、ここでの推算の便宜上、トーニーの原表 (*ibid.*, Table I) の含む不明分 (6.7%) を除外して修正したものである。また、平均保有規模は、原表 (*ibid.*, Table II, Table IV) の不明分を除き、「小屋のみ」をゼロに、「2.5エーカー以下」を2.5エーカー、それ以外は中位数をとって人数に乘以、その合計を総人数で除することによって、算出した。やや重要な問題点は、自由土地保有農の保有規模が、過小にすぎるというトーニーの指摘である。自由土地保有農の権利性がつまって、かれらとマナの結びつきが形式化したため、一般に検地人がかれらの保有規模を正確に記録する労をとらなかったこと、またとくに自由土地保有農の上層は検

第1表 絶対王政下イングランドの土地所有諸関係

土地所有の 重層体系	身分	戸数	保有態様 tenure	所有地面積		保有地面積		借地・領主自己 経営地面積 (万エーカー)
				(万エーカー)	1戸当り (エーカー)	(万エーカー)	1戸当り (エーカー)	
国王最高領主権 Sovereign Lordship	国王		(後見権 ward-ship 其他)					
領主的土地所有権 mesne lordship	領主的層	16,600	自由土地保有	領主自由保有地 (1,908.7)	1,149.0			
	自由土地保有農	152,600		農民自由保有地 (191.3)	12.5			
農民的土地保有権 tenant's holding	慣習土地保有農	477,400	慣習土地保有			慣習保有地 (1,001.7)	21.0	
	定期借地農	101,400	定期借地					定期借地・領主自己 経営地 (907.0)
計	イングランド・ウェイルズ総農業用地面積2,100.0万エーカー					1,908.7万エーカー		

17世紀イングランドの土地所有

いま数値 A および B から保有態様別農家戸数を算出し、数値 C を乗ずることによって、農民自由保有地および慣習保有地のそれぞれの面積を、総農業用地面積から農民自由保有地面積を減ずることによって、領主自由保有地面積を、領主自由保有地面積から慣習保有地面積を減ずることによって、定期借地および領主自己経営地面積を、それぞれ算出することができると思えば、当該段階における農業用地の所有情況は、第1表のとおりである⁹⁾。この推計は、

\\ 地人にとって、檢地を行ないにくい相手であったこと、そのため「もっと十分な情報があれば、20エーカーから60エーカーまでの中位の規模の保有が、表の示唆しているよりもっと一般的なことにはっきりするだろうと思われてならない」と (*ibid.*, pp. 31-33 and Appendix II.)。

9) (1) 本表で、農家戸数の13.7%にすぎぬ定期借地農の借地が、領主自己経営地とあわせてではあるが、65.4%の慣習土地保有農の保有地と匹敵するほどの大きさで現れるのは、大借地農の存在という事実を考慮にいれても、なおいく分過大であるように思われる。この部分の平均借地規模算定のデータは、トニーによって与えられていないのであって、この数値は、とりわけ重疊的な推算の結果であり、誤差も2乗3乗されて現れているものと認めねばならない。しかし、定量的に修正するで¹⁰⁾は、いまだところ存在しない。もっとも、当該の土地部分が主として農奴制下の日本領地の後身であったことからすれば、この数値もさほど見当はずれとは考えるに及ばないともいえる。たとえばコスミンスキーの集めた13世紀中部7県28村の事例では、耕地面積に占める比率は、本領地で最低28%最高36%、これにたいして慣習保有地の前身たる農奴保有地で21%、47%であった。(Kosminsky, E. A., *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century*, 1956, pp. 90f.)

(2) ここでの領主自由保有地は、王領地を含んでいる。王領地は絶対王政の直接的な物質的基礎として特別の重要性をもっているが、王領地全体の面積にかんする数値は、管見の範囲内ではないので、これを別に表示することができなかった。

第3表 王領地収入

年	代	£
Elizabeth, 1598—1603	(年平均)	150, 827. 2
James I,	1604	81, 317. 6
	1609	66, 870. 1

下表は、S. J. マッジによって、わたくしたちの対象に近い時点の王領地収入を例示したものである(Madge, S. J., *The Domesday of Crown Lands*, London, 1938, p. 43, Table IX and p. 49, Table X. より作成)。エリザベス最後の5年間の王室収入は年平均45万5,000ポンドであったから(*ibid.*, p. 43)、土地収入は、その33%強を占めている。ところで16世紀の最低の部類に属する固定地代の例と思われる1568年のクロンダル・マナーで、エーカー当り4ペンス、E・ケリジの算定したウィルトンシャのハーバト領の改良地代は、16世末にエーカー当り35ペンスであった(篠塚信義、「16世紀イギリス農民層分解——ハンブシャー・クロンダル・マナー調査帳の分析」(『史学雑誌』第67編第1号)6ページ, Kerridge, E., 'The Movement of Rent, 1540-1640', *Eco. H. R.* 2nd Series, vol. vi, No. 1.)。王領地収入がすべて地代によるものであったわけではないが、今かりにエーカー当り8ペンスで換算すれば約450万エーカー、10ペンスで360万エーカー、15ペンスで240万エーカーという推計値がえられる。ちなみに、1575年の課税簿をもとにした同時代人トマス・ウィルソンの算定によれば、当時最大の収入をもったオクスフォード伯の年取1万2,000ポンド、39名のバロンと2名のヴァイカウントの年土地収入総計で12万ポンド、500名のナイトの1人当り年土地収入が概して1,000—2,000ポンド、同じく1万6,000名のシェトルマンのそれが、1,000—500ポンドであつ

控えめにいっても、トーニーの数値が統計上の例外的偏倚の影響を概してまぬがれていること、当該期間における保有態様別比率、関係戸数とその区分および農業用地面積の変化をゼロと仮定すること、等の諸前提¹⁰⁾のうえに立脚しており、あくまで概略的なものであって、対象の細部にいたるまでを表現しうるものではない¹¹⁾。だが、キングとトーニーの数値以外に信頼しうるものが存在せず、加えて基本的諸特徴こそが問題であるここでは、この表（事柄の本質上概略的なものたらざるをえない）の細部が批判をまぬがれないとしても、そのことで問題の本質をこっそり否定されることのないよう希望するだけの根拠はあるといえよう。

(b) 土地所有の重層体系

さて第1表において、イングランドおよびウェイルズの農業用地のうち、僅少な農民自由保有地を除いて、そのほとんどすべてが、領主自由保有地すなわちわずか1万6,600家族の領主的諸層の手にある領主所有地である。ここで貨幣地代段階の特徴が表現されている。すなわち、領主所有地のほぼ全部が同時に農民の保有地であり、さらにこの農民保有地の最大部分が、47万7,400戸の歴大多數の農民の慣習保有地である。貨幣地代收取の関係すなわち領主—隷農関係からすれば、領主自由保有地と農民慣習保有地、1万6,600家族の地代取得者と47万7,400戸の農民が、直接的な対抗関係にあるということが出来る。さ

した (Wilson, Th., *State of England* [1600] ed., by Fisher, F. J., 1936, pp. 22-24, extracted in Hill, C. and Dell, E., ed., *The Good Old Cause*, London, 1949, pp. 36-38.)。いずれにしても、当然のことながら、王室が、超絶した最大の領主であったことは、言えてあやまりないことである。

- 10) トーニーの数値については、前出註7参照。キングからとった関係戸数のうち、農民については、近代化の進行が当然農家戸数を減少せしめることを考慮して、対象たる16世紀から17世紀前半には、これより幾分多かったものとみられる。ただしここでは、被救恤民を含めたことが、かえってこの誤差をなほどこかヴァアする意味をもつ結果になっているともいえよう。また農業用地面積は、恐らくこれをやや下まわるものとみられる。
- 11) ここで表現されえない細部の重要点の1つは、又貸し sub-letting である。いま1つは、トーニーも言う通り (*ibid.*, pp. 23-24.)、かれの数値は、「土地保有態様 tenures の分類であって土地保有農 tenants の分類でなく」、大てい地方で前者は後者を示すものとなつてはいるが、同一農民が同時に他の保有態様の土地の保有者でもあるといった事態が決して稀ではなく、とくに東部では、例外的にそれが著しかった、という点である。したがって、わたくしは、トーニーにならってひとまずこれらの数値を人数として扱っておくが、厳密には、そうではない。

らにそのうえに、領主自由保有地は、最大最高の領主としての王権の関与下におかれているのである。したがって、領有一保有関係にある同一の土地に、国王最高領主権 Sovereign Lordship と領主的土地所有権 mesne lordship と農民的土地保有権 tenant's holding との三重の物権が重層しており、それが同時に、国王一領主、領主一隷農の二層の支配・隷属関係を包含している。土地所有のこの重層体系は、当該社会の基本的富としての土地財産 estate をめぐる権利の階梯であるとともに、各個の人格 person にかんする諸身分の編成であり、そうしたものとして、社会の基本構成 constitution であり、国家政体 body politic の背骨である。

ところで、右の土地所有の体系は、いうまでもなく封建的土地所有諸関係に不可避なゲヴェーレの物権¹²⁾の体系である。この重層体系の内部にあっては、

12) いうまでもなく、土地保有の体系と諸身分の編成との合一の極致は、農奴身分法との一体不可分の上に構築された中世封建制のなかに見出される。農奴制解体過程の開始とともに農奴土地保有法と農奴身分法との分離がはじまり、前者の終焉とともに、後者は2つの別個の法体系に構成されるに至っている。Cf. Savine, A., 'Bondmen under the Tudors', *Transactions of Royal Historical Society, New Series*, vol. xvii (1903). 当面の時代にあつては、土地保有の体系と諸身分の編成との一体性を理念とする旧体制の存在よりも、むしろ両者の乖離と解体を示す新たな現象こそ特徴的であつて、その意味は行論のうちに示される通りである。しかしここから直ちに旧体制の不在をア・プリオリに前提してかかることは、これらの新たな現象の意味そのものを見失わせるばかりでなく、なによりも17世紀の社会的な大激突の核心を見失わせる結果となることも、これまた行論のうちに明らかになる通りである。ここでの本文におけるわたくしの規定は、右の新現象を十分に念頭においたうえでなおかつ、ひとまず旧体制の、そのものとしての存在確認——それはまるで見失われてきた諸事実の断片からの復元作業にも似ているのだが——を行なおうとするいわば方法的要請から出た規定であることを、ありうべき誤解をさけるために断っておきたい。なおこの点でトニーが、当該の時期を、「奉仕しうるテナント」の数を基本とする旧理念と、それを副次的とみる新理念との闘争の時代とみているのは、示唆的である。「まへの考え方は原理的保守派の理念であり、軍事的・社会的な理由から政府の支持を受けていて、北部で生き永らえている。あとの考え方は新土地所有者の理念であつて、南部で勝ちを占めている。」Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 2.

13) ゲヴェーレは、近代の物権の絶対的・観念的性格にたいし、「事象的現象的のもの」と観念的実質的のものとの未分化的統一存在であり、「物支配の保護を物支配の事実と不可分のみ認め」ることを基本原理とする中世的物権の典型的存在態様である。「不動産に対しゲヴェーレを有する者は、不動産より収益を取得する者である。収益は直接なると(たとえば、みずから耕作する)或いは間接なると(たとえば、徭役労働・地代・十分の一税を徴収する)を問わない。したがって、1つの不動産について上級・下級の幾重ものゲヴェーレが重層し得る。」川島武宣『所有権法の理論』岩波書店、1949年、第3章第2。中世英法においてゲルマン法のゲヴェーレに近似した概念は、特別占有 seisin であるが、それが主として自由土地保有態様以上に限定され、

三重の物権は相互に制約しあっていて、1,900万エーカーの土地にたいする領主の所有権も、同じ土地の最大部分たる1,000万エーカーにたいする農民の保有権も、いずれも言葉の本来の意味での、絶対的観念的な排他的物権（一物一権的権利）としての所有権（私有権）ではない。（したがってこのばあい、理解の便宜のために先どりすれば、旧土地所有諸関係の解体とは、なによりも、イングランド・ウエイルズの総農業用地の支配的部分にかかわるこれら三重の物権の重層関係を解体して、土地私有の単一体系へと編成がえすることを意味せざるをえない。）

右の表にあって、以上のほかに、農民自由保有地は、少なくとも16世紀末には、領主的土地所有からほぼ解放された農民所有地であり¹⁴⁾、農民定期借地部分と領主自己経営地部分は、14世紀末から15世紀を通じて系譜的には農奴制段階の日本領地 *demesne* の転じた貸し出し地を主体に、その後の経過中に追加されつつ形成されてきたもので、農民保有権の慣習的なゲヴェーレ的権利の制約から自由な領主所有地である¹⁵⁾。この両者は、全機構的にはゲヴェーレ的物

↘（贖本土地保有態様については準特別占有 *quasi-seisin*）のたいし、ゲヴェーレの内容は上に示されるように一般的であり、ここでの展開のために適合的であるため、この用語をとることとする。高柳賢三・末延三次編『英米法辞典』有斐閣、1952年、*seisin*の項参照。

14) トーニーは、自由土地保有農にかんする分析の結論を、大要次のように与えている。自由土地保有農のなかには、ときとして騎士奉仕 *knight service* によるテナントもみられるが、圧倒的多数は、「自由鋤奉仕保有態様 *free socage* で保有」しており、農業上の奉仕は、すでに以前に消滅していた。16世紀にも贖本土地保有農に直営地労働を課している事例がみられるが、自由土地保有農にそれを課したのは、トーニーの調査範囲内では、1つのマナのみである。裁判所出廷は義務であるが、ときたまのものであった。貨幣価値の下落によって、鋤奉仕保有農の固定地代は、しばしばマナ領主のとるに足らぬ収入となり、多くのばあい16世紀の末までに無くなるか、徴収の労にも足らぬものとなった。そのため検地人たちは、慣習土地保有農と定期借地農についてはきわめて綿密に記録しているが、農民自由保有地には、しばしば全く関心を示していない。「事実上〔農民の〕自由土地保有態様は、ほとんど近代的形態におけるそれとみなされてきた。」(Tawney, *The Agrarian Problem*, pp. 29-30.) Cf. Holdsworth, W. S., *An Historical Introduction to the Land Law*, Oxford, 1927, pp. 129 f. なお騎士奉仕および鋤奉仕保有態様ならびに贖本保有態様については、続稿で後述。

15) マナ制度のなかでの定期借地部分の形成過程については、Cf. Tawney, *op. cit.*, pp. 139 ff. なお法的観点からの定期借地権 *leasehold* or *terms of years* の概略は、さし当り cf. Potter, H., *An Introduction to the History of English Law*, London, 1923, pp. 134-135. 定期借地権は、本源的に契約 *agreement* or *covenant* に基づくことを特徴とし、物的財産権 *real property* とは認められなかった。(Cf. *ibid.*, p. 134; Holdsworth, W. S., *A History of English Law* ↗

権体系に包摂されつつも、なかばそこからはみ出た、前者は農民の、後者は領主の、事実上いちじるしく私有地的性格を成熟させつつある部分、と解することができる。

以上全体としてここでは、国王最高領主権—領主的土地所有権—農民慣習保有権の重層したゲヴェーレ的物権構成が基幹をなしつつ、その物権構成の弛緩した部分すなわち事実上の私有地たる農民自由保有地、定期借地、領主自己経営地を伴っている。こうした土地所有のやや入り組んだ多様さは、結論を先どりしていえば、ブルジョア的發展と隷農制的土地所有諸関係との現実の矛盾と絡みあいとを反映していた、ということが出来る。以下土地所有の状態について、いますこし立ちいって見ることにしよう。

自由保有地（「所有」地）の情況

(a) 領主的大土地所有の支配的存在

諸土地保有態様のうち、コモン・ロー上の保護対象となる本来唯一の不動産権 real property であったという意味で、「保有」一般のなかですぐれて「所有」としての意味をもったのは、自由土地保有である¹⁶⁾。第1表の「所有

Law, 3rd edn., Vol. III, p. 214.) 領主所有地のうち農民定期借地部分が、農民保有権に制約された部分と性格を異にするゆえんである。もっとも1499年の「不動産占有回復訴権」action of ejectment の公認判決以来、主として諸大権法廷 Prerogative Courts のエクイティを通じて、少くとも法論理のうえでは、漸次物権的保護の軌道へと乗せられてゆくことは、よく知られている（水本浩「イギリスにおける土地賃借権の発展」(1)(2), 『熊本商大論集』第1号, 第2号, 同「イギリス絶対王制期における賃借小作権の構造」『熊本商大論集』第4号参照。——のちに同『借地借家法の基礎理論』一粒社, 1966年所収)。しかし裁判所レヴェルで物権的保護を可能にする法論理が漸次形成されつつあることと、それが定期借地農の実際の権利情況に現実的な効力をもっていたかどうかは、別のことである。いわゆる大借地農 large farmer のそれを別にして、概して定期借地農の権利情況が、慣習土地保有農のそれよりはるかに劣位にあったことについては、トニーの豊富な例証を見られたい (Tawney, *The Agrarian Problem*, pp. 281 ff.)。

16) tenure の原理からすれば、土地はすべて国王の所有になり、理論上、その他のものは直接関係に国王から保有するものであって、自由土地保有も、その名の通り保有であって所有ではない。しかし、自由保有地 *liberum tenementum* は、すでに早くドゥムズデイの直後から、農奴保有 base or villein tenure と対立的に区別された自由人による保有地として位置づけられ、国王裁判所における封土公示譲渡 feoffment の手続きすなわち占有引渡行為 act of formal livery of seisin によって譲渡されるものとされてきた。個々の領主のマナ裁判所にのみ服する慣習土、

地面積」の欄で、15万2,600戸の自由土地保有農の保有地は、わずかに全農業用地の9%と推定され、のこり91%は、国王・聖俗貴族・パロネット・ナイト・エクスイア・ジェントルマン等の1万6,600家族の貴族またはそれに準ずる身分の概して領主権者の土地であり、その平均規模は、約1,150エーカーである。農民自由保有地の1戸当り平均が12.5エーカー¹⁷⁾、最大のものでも、例えばトニーの挙げた22マナ390名中120エーカーを超えるものがわずかに4名であった¹⁸⁾のに対比して、これらの数値につきまとう当然のあいまいさはさしあたり別にしても、16,7世紀のイングランドにあって、領主的諸層にする大土地所有が支配的であったことは、言いて誤りないことである。自由保有地は、事実上即領主所有地である。

(b) 国王—領主関係

いま法的見地から、自由土地保有のとり保有態様 *tenures* の種類とそれが負う主な封建的附帯条件 *feudal incidents* を表示すれば、第4表¹⁹⁾のとおり

地保有とちがって、自由土地保有は、国王裁判所におけるコモン・ロー上の本来唯一の不動産権であり、土地私有としての意味ではないが、いわば封建的「所有」としての位置を占めてきた。Cf. Holdsworth, *History of English Law*, 3rd edn, vol. II; do, *An Historical Introduction to the Land Law*, chap. 1. なおわが国のイギリス経済史学界にあっては、自由土地保有は、ほとんどもっぱら自由土地保有農にかかわらせてのみイメージされてきて、領主もまた自由土地保有者であることは、全くといってよいほど考慮されてこなかったように思われる。この点を十分に視野に入れることは、イギリス革命の土地変革を理解するうえで欠くべからざることであるだけでなく、逆に、領主とともに自由土地保有者である自由土地保有農の、慣習土地保有農とは截然と区別された法的地位が、当該時期の農民の運命にもった決定的意義を理解するうえで、欠くべからざることである。このあとの点については、Cf. Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 34. 総じて小稿が、こうした法的権利の諸問題に紙幅をさくことにたいして、いわゆる「法至上主義」などという見当はずれな論議はどうかやめにさせていただく願っておきたい。むしろ問題のこうした側面を忘れがちなわたしたちは、トニーの右の箇所が含むきわめて印象深い「経済史家 *economist*」にたいする警告を、是非とも熟読すべきである。

17) この数字が過小値であることは、前出註8を見よ。

18) Cf. *ibid.*, pp. 32-34, Table II.

19) Bell, H. E., *An Introduction to the History and Records of the Court of Wards and Liveries*, Cambridge, 1953, p. 75, n. 6; Potter, *op. cit.*, pp. 122-130. および『英米法辞典』前掲、より作成。これらのうち大奉仕は、一般軍役を負わず国王に特定の名譽的な奉仕（たとえば、旗をもち、劔を拵じ戴冠式式部官をつとめる等）を行なう義務を負うもの、小奉仕は、弓矢等の武器を納める義務を負うものである。なお附帯条件のうち具体的給付を伴わぬものは、除外した。また自由土地保有態様としてほかに、宗教的奉仕保有態様 *tenures by religious service*—それはさらに、自由寄進 *frankalmoin* と聖奉仕 *divine service* に区分される—

条 4 表 自由保有地の保有態様と附帯条件

保有態様	附 帯 条 件
直封騎士奉仕 (Knight service) in chief	<p>被後見 (ward) : 未成年相続人 (男子21歳・女子16歳未満) は国王の後見に服し, 土地は国王に復帰し, 土地収益は養育費を除いて国王に帰属。</p> <p>婚姻拘束 (marriage) : 未成年相続人の婚姻は, 国王の指示による。成婚の際婚姻上納金 (marriage)。指定相手を拒否したとき婚姻上納金と同額, 指定相手以外と婚姻するばあい倍額。</p> <p>成年者相続料 (primer seisin) : 成年相続人の相続の際, 相続不動産が当人の占有になるばあい, 土地収益の1年分, 復帰権 (reversion) のばあい半年分。</p> <p>相続上納金 (relief)。</p> <p>譲渡許可 (licence to alienate) : 譲渡には国王の承認を要し, 譲渡許可金 (fine for alienation) を納付。</p> <p>国王後見権 (prerogative wardship) および成年者相続料納付義務は, 直封騎士奉仕保有権者の保有するその他の保有態様の土地を含む全相続地に及ぶ。</p>
大 奉 仕 (Grand serjeanty)	直封騎士奉仕に同じ。
直封鋤奉仕 (Socage in chief)	相続上納金, 成年者相続料, 占有引渡料 (livery), 譲渡許可料。
小 奉 仕 (Petty serjeanty)	直封鋤奉仕に同じ。
普通騎士奉仕 (Common knight) service	被後見, 婚姻拘束, 相続上納金, 占有引渡料。ただし, 国王後見権は, その他の土地に及ばず。
普通鋤奉仕 (Common socage)	相続上納金のみ。

である。これらのうち, 自由普通鋤奉仕保有態様 free and common socage は, その付帯条件が全く名目的・形式的なものにすぎず, 事実上の土地私有とみなされる²⁰⁾。一般に農民の自由土地保有が, 領主 (中間領主) との関係にお

があるが, 例外的なものにすぎず, また奉仕義務も名目的であるので, ここでは省略した。Cf. Potter, *op. cit.* pp. 128-129.

20) 自由鋤奉仕保有態様は, その奉仕義務が世俗的なものであった点で宗教的奉仕と区別され, 農業的なものであった点で軍役奉仕 military service と区別される。しかも, 義務内容はほと

いてとる態様の大部分が、自由土地保有態様のなかでは「卑賤 humble」だが奉仕義務の実質上消滅していた自由普通鋤奉仕保有態様であったことは、すでにトニーの考察結果にしたがって註記した²¹⁾。

だがこれにたいして、農業用地の圧倒的部分にかかわる領主的諸層（中間領主）の自由土地保有が、上級領主すなわち最高領主 Sovereign Lord としての国王にたいしてとる態様は、「より高貴 more honourable」だが「より負担と制約の多いそれ onerous tenure」であった。一見したところ、この事実は奇異に思われるかもしれない。しかし、すでにみた通り、国王一領主関係は、ほかならぬ当該社会の基本構成したがってまた政体の背骨の、不可欠の一環であったとすれば、これもまたしごく当然のことであった。すなわち騎士奉仕保有態様 tenure by knight service を中心とする諸封建的封土保有態様 feudal tenures がそれであり、これに対応する国王の諸権利の中核は、後見権である。直封領民 tenant-in-chief たる中間領主の死去に際して、国王は、その土地に筆頭占有権を有し、相続人が成年のばあいには、一定賦課金とひきかえに占有引渡し livery を通じて（特別）占有権 seisin を認可したが、未成年のばあいには、成年に達するまで相続人は国王の後見に服し、土地および土地収益は国王に帰して復帰地管理官 escheators の管理下におかれた²²⁾。もとも

ゝんど名目的（たとえば薄荷1ポンド、バラ1本等）で、ときにはなんらの奉仕義務のないばあいもみられた。ほとんど唯一の附帯条件は、身分象徴としての忠誠宣誓 fealty であったが、土地保有の承認のための忠誠宣誓 homage とことなり、実体なき形式上のものにすぎなかった。鋤奉仕は、奉仕義務が卑賤なものか名譽的のものかによって、農奴的鋤奉仕 villein socage と自由鋤奉仕 free socage とに分類され、また国王との関係において、直封鋤奉仕 socage in capite と普通鋤奉仕 common socage とに区分される。自由・普通鋤奉仕保有 free and common socage は、事実上の土地私有とみなされる。Cf. Holdsworth, *An Introduction to the Land Law*, pp. 28-29; Potter, *op. cit.*, pp. 129 f.

21) 前出註14を見よ。

22) Cf. Bell, *op. cit.*, pp. 2, 68 ff. 国王後見を中心とした諸負担にかんして、17世紀初頭には、これに服さぬ所領は皆無、と時人によって証言されているのだが、実際チューダ絶対王政は、その成立時点から、自由保有地の「直封地 the capite lands」化の一貫した努力を行なった。そのための方策として、たとえば、直封地の譲渡は一括してではなく部分についてのみ許し、寡婦産には必ず直封地を含め、共同相続人には直封地を各自保有するよう分割させる、等の措置を講じた。これらはいずれも直封地を拡散させ、当該部分の取得者の全所領を直封地なみの諸負担に服させる効果をもった。また修道院所領の売却の際には、直封騎士奉仕での保有を義務づけて、

と上級領主権の中世的属性たるこれらの諸権利は、15世紀を通じての巨大領主層 borons 滅亡の廃墟のあとに巨姿をあらわす絶対王政のもとで、唯一・最高の領主権たる王権に集中され、1542年（ヘンリ8世第33年）に整備確立された後見・占有引渡裁判所 the Court of Wards and Liveries を通じて統括・行使された²³⁾。

これはまさしく、国王最高領主権たる大権 prerogatives の中核的な一発現形態であった²⁴⁾。第1に、諸負担がすべて貨幣的支払いとなっていることに示されるように、それが王室財政の封建的ないし擬似封建的財源と化していたことも、まぎれもない事態の一面であったが、それにとどまらず、第2に、依然として領主的諸層の王権にたいする隷属 dependence の表現であり、第3に、その行使とそれに伴う濫用とは、かれらの所領 estate の経済的運用の自由にたいする重大な障碍であり制約であった。やや長文にわたるが、2, 3の証言に聞いておこう。はじめのものは、かのウィリアム三世付の牧師でソールズベリ管区監督であったG・パーネット²⁵⁾(1643—1715)の『当代記A History of My Own Time』の一節であり、かならずしも一級記述史料とはみなしがたいが、

ゝいる。Ibid., p. 4. 富岡次郎「イギリス絶対主義と修道院解散」『人文学報』第6号参照。

23) 後見・占有引渡裁判所の設立にいたる経過、その機構等についての詳細は、Cf. Bell, *op. cit.*, pp. 67-111. また岡田哲司「Fiscal Feudalismの崩壊とイギリス革命」『史学研究』第74号（のちに、同『イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1971年所収）、富岡前掲論文および毛利健三「絶対王制期イギリス土地立法の論理」『西洋史学』第53号を参照。

24) わたくしはここで、後見権の問題を、封建的重層的な土地所有諸関係の一環たるところでとらえるのであるが、これを、もっぱらあるいは主として、絶対王政の財政の問題としてとらえる理解がみられる（たとえば、ベルはそうであり、わが国における前記の諸研究にも、その傾向が支配的である）。わたくしはもちろん、それが財政的な現われ方をしたことを全面的に肯定する。だが、貨幣地代の全般的成立に規定されて、直接的な諸奉仕義務がすでに全機能的に貨幣関係の表現において観念されはじめたこの段階にあっては、封建的所有諸関係の頂点に位置する王権の財政そのものが、はかならぬ封建的所有諸関係を統括するものとして現われざるをえない。この意味での財政は、封建的所有諸関係の貨幣的表現であり、それは、貨幣的に表象された封建の関係である——もちろんそれは、所有諸関係の一定の弛緩を前提し、またときとして、「財政」のために所有諸関係を歪曲することがみられるとはいえ。したがって、「後見権の問題は、財政問題にすぎず、封建的土地所有諸関係の問題でない」とする見解は、当該段階における「財政」の、この固有の意味の無理解に由来するものと、いわねばならない。

25) Cf. *Dictionary of National Biography*; Low, S., compiled, *The Dictionary of English History*.

問題の国王一領主関係にたいして、最大の領主としての国王の王領地のもつ意義に、あわせてふれている点で示唆的である。あとのものは、当該時期のイギリス社会の諸相について、外国人としての数多くの貴重な観察記録をのこしたヴェネチヤ人たちの、17世紀初頭の報告の一部である。

「王室は、イングランド全土にわたって一大所領を所有し、すべて定期契約で貸し出して、少額の地代だけを留保していた。そのため、この国の有力諸家族は、たいてい王室のテナントであり、多数の自治都市も、同様に保有されている所領に依存していた。契約の更新は、王室と大官たちとに契約更改料をもたらしたが、加えて、更新を拒否されることの恐怖が、すべての人を宮廷への依存関係 a dependence につなぎとめたのである。……/いま1つの王権の主要部分は、王室が往時より自らの管理下においてきた被後見人であった。わが国王たちは、すべてに優先する慣行にならって、これらの被後見人の保護者となり、かれらを宮廷で養育して、自ら適当と考える婚姻をとり結ばせた。……この手段によって、すべての人が一大依存関係 a great dependence のもとにおかれたのであって、これで多額の金が徴収されたわけではないが、諸家族はしばしば勝手気儘に扱われ、国王たちの振舞いにまかせてあしらわれた。ジェイムズ王は、一般にこれらを自分の側近や寵臣に下賜したが、後者はそこから最大限に利得をえたのである。かくして、かつては王室への一種の依存であって、穏かに示談に付されてきたものが、この時代には、このうえない苛酷な抑圧となって、そのため少からぬ家族が没落するに至った。事は、チャールズ王の時代にも同じ方法で進行したのである。」²⁶⁾

「かりにある人が、後見下にある2エーカーと自由な100エーカーとを占有しているとすると、この2エーカーのせいで100エーカーも、後見権の管理下におかれることとなり、そのため、この負担に服さぬ所領はほとんど存

26) Burnet, G., *A History of My Own Time*, ed., Airy, O., 1897 edn., I, pp. 20-21, extracted in Hill and Dell ed., *op. cit.*, p. 123.

在しない。さらに、父が、未成年の子供たちと所領の負債とをのこして死ぬばあい、所領の全収入は、王室と「その土地の」被貸与者に渡って、負債の償還には充当されず、子供たちは、成人のあかつきになって、かれらの未成年期間中に償却できなかったはずの父の負債に直面する。いま1つの弊害は、……よくあることだが、「国王から後見権を貸与された」保護者が縁者でないばあい、かれらが、不運な被後見人の所領を破産に追いこむのである。」²⁷⁾

当代ぎっての時代観察者の1人トマス・スミスの『イングランド王国論 *De Republica Anglorum*』(1583年)の第3部第5章「後見・占有引渡裁判所について」の一節をかりて概括しておこう。「多くの人びとは、騎士奉仕にもとづくこの後見権を、きわめて不合理で不正でかつ自然に反するものであって、いやしくも自由人にしてジェントルマンたるものが、牛馬の如く売買されるものである、と見なしている。……主人であり主君である後見人の意のままに、かれの身柄はもとより、その土地と家敷も、はかりしれないほど疲弊させられ湯尽されるのである」²⁸⁾と、さきのヴェネチヤ人たちが、「臣民たちは、天をつくばかりの怒声を挙げており、かれらの土地財産に災厄と荒廃をもたらすばかりのこの慣行をやめさせるためなら、なんでもできることを断行するつもりでいる」²⁹⁾と指摘しているのも、あながち誇張ではなかったのである。

第5表は、革命に先立つ1世紀余にわたる後見・占有引渡裁判所の収支の変遷を、H. E. ベルの研究によって概括したものである²⁹⁾。ここで第1に、収益が、とりわけ初期ステュアート期に入って急激に増大し、100年間に、粗収入で約7.7倍、純収入で9倍に達していることに注目されたい。この事実、後見・占有引渡裁判所が、やがて革命の渦中で、領主的諸層のごうごうたる非難をあびながら、その運命を決せられることになる過程を、自ら用意しつつあ

27) *Calendars of State Papers, Venetian, 1603-1608*, extracted in Hill and Dell ed., *op. cit.*, pp. 123-124.

28) Smith, Th., *De Republica Anglorum: a Discourse on the Commonwealth of England*, ed. by Alston, L., 1906, Lib. 3, Chap. 5, p. 120.

29) *Calendar of State Papers, Venetian, op. cit.*, p. 123.

たことを教えている。第2に、年1万ポンドから最大10万ポンドになんなんとする粗収入の額も、後見権による領主的諸層総体からの収奪の、ただ一端を示すにすぎないのであって、さきの証言からも窺われるように、後見権の被貸与者によって加えられた被後見所領の直接的収奪の、わたくしたちにははかり知れない額を、あわせて考慮しなければならない。第3に、年々の経費の最大部分は、同裁判所の官僚群への支払いに充当されているのであって、粗収入と純収入との差額のなかに、(後見権の被貸与者としての右の収入獲得とあわせて)官職保持者による宮廷寄食の一端をも、知ることができる。

第5表 後見・占有引渡裁判所収支

年度	粗収入 £	控除 £	純収入 £
1547	10,317	2,704	7,613
1549	12,882	3,757	9,125
1560	30,412	7,126	23,286
1571	20,247	7,191	13,056
1573	23,030	8,751	14,279
1584	15,527	3,717	11,810
1595	17,506	2,727	14,734
1607	36,583	18,773	17,810
1613	25,781	2,573	23,208
1615	28,928	3,702	25,226
1627	57,145	8,076	49,069
1637	68,038	6,066	61,972
1638	73,006	6,282	66,724
1639	96,842	13,757	83,085
1640	95,070	18,796	76,274
1641	80,432	11,135	69,297

総じて、当該時期のイングランドにあっては、領主的諸層による大土地所有が、総農業用地の91%にも及ぶ圧倒的比重を占めている。と同時に、この広大な領主自由保有地は、今なお国王(中間)領主関係の埒内に拘束されて、王権への一定の隷属下にあり、その相続・売買・運用等において、大権による制約と誅求をうけるものだったのである。

30) Bell, *op. cit.*, Appendix II, Table A. より作成。